

## 1 概要

国民健康保険運営方針とは、県が県内市町村と一体となって国民健康保険の安定的な財政運営、国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項に基づき、県が策定するもの。

現行の第 2 期運営方針は令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までが対象期間となっていることから、令和 6 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 6 年間が対象期間となる第 3 期運営方針の策定に向けて、市町村等と検討を進めてきた。

## 2 検討状況

市町村の担当課長を構成員とする宮城県国民健康保険運営連携会議、同じく担当職員を構成員とする各部会（事務処理標準化・財政・収納対策）において、検討を実施してきた。

令和 5 年 8 月：叩き台となる運営方針（素案）を作成し、各部会で検討

令和 5 年 9 月：素案に対する意見等を踏まえた中間案を作成し、各部会で検討

令和 5 年 1 0 月：運営連携会議を開催し、中間案について協議

## 3 現行方針からの主な改正事項

### (1) 財政安定化基金について

令和 5 年度までの措置である特例基金の項目を削除するほか、法改正で追加された財政調整事業に関する項目を追加する。（P 11）

### (2) 激変緩和措置について

設計上、制度移行を要因としない納付金の増加分についても、措置が講じられ得るため、市町村間の納付金負担の不均衡を助長する可能性があることを踏まえ、現行方針どおり令和 5 年度までの運用とし、項目を削除する。（P 11）

### (3) 保険料（税）水準の統一について

法改正により必須記載事項となったことから、令和 4 年度に作成したロードマップや運営連携会議等での検討経過を文章化し、新たに章立てする。（P 14）

### (4) 収納率目標について

第 3 期運営方針における目標を、令和 3 年度における全国の上位 1 割相当の水準（96.2%）とし、あわせて保険者規模別の値も見直す。（P 18）

### (5) 評価・検証について

法改正により時期や考え方が明確化されたことから、新たに章立てする。あわせて、取組の効果等を定量的に把握するため、管理指標を追加する。（P 29）

## 4 今後のスケジュール

令和 5 年 1 1 月 パブリックコメント等の実施

令和 5 年 1 2 月 県議会常任委員会への報告

令和 6 年 1 月 パブリックコメントにおける意見等を踏まえた最終案の作成

令和 6 年 2 月 第 2 回運営協議会において最終案の審議

令和 6 年 3 月 県議会常任委員会への報告、新たな運営方針の公表